

○山本委員長 それでは、時間がまいりましたので、第4回専門小委員会を始めさせていただきます。

本日の専門小委員会につきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、ウェブ会議を併用する形で開催することとしております。

本日も冒頭のみカメラ撮りを認めることとしております。

これまでの委員会におきましては、第1回において諮問事項全体に関する自由討議を行い、第2回及び第3回においては諮問事項に関する現状や課題を把握する観点から、関係省庁及び地方六団体から意見聴取を行いました。

本日の委員会では、これまでの委員会において皆様からいただいた主な御意見等を整理した資料を事務局に用意していただいておりますので、まずはこれまでの議論を振り返りたいと思います。

次に、これまで皆様からいただいた御意見等を基に審議項目案を事務局に用意していただいておりますので、これについて委員の皆様から自由に御発言をいただく形で進めてまいりたいと考えています。

なお、本日の審議を踏まえた上で、専門小委員会としての審議項目案をとりまとめ、第2回総会に報告したいと考えております。

それでは、これまでの委員会において皆様からいただいた主な御意見等について、事務局から説明をお願いいたします。

○三橋行政課長 事務局でございます。お手元の資料1で御説明をさせていただきたいと存じます。これまでの主な議論の整理というものでございます。

凡例が点線で表紙にございますけれども、これまで委員の御発言を○、それから、関係府省の御発言を◇、地方六団体の御発言を□としております。

ちなみにこの資料1に付属いたしまして参考資料1-1、1-2、参考資料2がございます。参考資料1-1、1-2は関係府省からのヒアリングの概要をまとめたもの、参考資料2が地方六団体からのヒアリングの概要というものでございます。

資料1に沿って御説明を申し上げたいと思っております。

1ページをお開きください。全体的に今まで様々な御意見、また、御説明をいただきました。資料のつくりとして、デジタル・トランスフォーメーションの関係、感染症対応の関係、それから、国・地方あるいは地方公共団体相互間の関係、と大きく3つに皆様方の御意見や御説明を分類し、整理させていただいております。

まず、社会全体のデジタル・トランスフォーメーションの進展についてでございます。少し似たような御意見をくくっておりますけれども、住民の利便性の向上、それから、地方公共団体の業務の見直しについて様々な御意見をいただいております。自治体の業務のデジタル化だけではなくて、これに併せて業務のやり方を変えていく必要があるのではないかという御意見。あるいは行政内部に関する議論だけではなく、住民の存在を念頭に置いていく必要があるのではないかという御意見。それから、様々な制度整備もこれに併せて

検証の上、必要な手直しを行っていくべきではないか。住民の利便性の向上だけでなく職員の仕事方改革、あるいは地域力の強化、自治力の強化というものにつなげていく、そういう課題を捉えていく必要があるのではないか。それから、デジタル化にそぐわないような仕組みや制度を変えていく必要があるのではないかなどの御意見をいただいていたところでございます。

2 ページをお開きください。国と地方の連携、標準化と自主性・独自性のバランスについても様々な御意見をいただいております。まず、感染症、自然災害など将来起こり得るリスクを考えるBCPの観点から、国・地方を通じたデジタル連携が不可欠ではないかという御意見。あるいは誰一人取り残さない社会を目指すためにデジタルツールの利用率の向上は重要ではないか、デジタル政府を推進する国とサービスの充実・向上を図る地方公共団体の連携が必要ではないかという御意見。標準化することで効果が発揮される一方で、標準化と集権化は表裏一体の関係にあるのではないかという御意見。

それから、デジタル庁からは、デジタル庁の役割とともに、様々なデジタル技術を活用して国・地方が一体的な取組を実施することが必要という御説明もございました。標準化に伴います様々なデータ連携の一層の深化、あるいは新しい付加価値をつけていくことにより成長戦略につながっていくというような御説明もございました。

また、全国知事会等からも、様々な地域の実情に応じて構築した電子システムに対する懸念、あるいは3 ページでございませけれども、システムが画一的になりまして、地方の自主性、独自性が損なわれないようしていただきたいとの御意見もございました。それから、都市部と地域の格差ということについても、国が責任を持って整備を加速する必要があるのではないかという御意見がございました。

また、3 ページでございませけれども、人材の確保・育成に関しての人材のリソースの不足、あるいは小規模団体などに対する養成・育成の必要性、一般職と専門職双方についての注力などについての御発言もございました。

4 ページでございませ。その他といたしましても、デジタル化に関しまして住民が客体化される面がある一方で、意思決定者としての住民を支援するような民主主義のデジタル化についても考える必要があるのではないかという御意見。それから、デジタル技術の利活用という側面と住民の感じる不安・心配を解消するという面のバランスをどう考えるかというような御意見。それから、デジタル化以前のシステムに関する課題を乗り越える上でデジタル技術は有用であるという視点を持った上でDXをどのように進めていくか、社会の全体像を考えていくかを議論すべきではないかという御意見もございました。それから、リモートワークの問題、それから、全国一斉ではなく、プロトタイプをつくってスピード感を持っていくべきではないかという御意見もございました。

以上、簡単にデジタルの関係でございませ。

次に5 ページで、感染症対応で直面した課題についての御意見でございませ。

まず、検証・分析の視点ということで幾つか御指摘がございました。コロナで直面した

課題等を踏まえ、検討に当たってはこれまでどのように感染症対応が行われてきたかを踏まえる必要あるのではないかと。それから、うまくいった事例に着目して、どのようなプロセスで決定を行ってきたかということも議論することが必要ではないかと。実際に起きた課題について丁寧に検証することが必要、住民の視点でどこに課題があったかを検証する必要があるのではないかとという御意見などがございました。

それから、医療提供等に関する医療機関に対する国・地方公共団体の権限についての御指摘もございました。国や都道府県がより強い権限で要請や指示をできるようにすべきではないかと。あるいは医療機関からの協力の問題、大都市圏における広域対応などの問題、特に医療機関間の役割分担の問題。それから、国・地方の権限の強化に関しまして、平時からの綿密な準備が必要ではないかとという御意見もございました。

6 ページでございます。保健所における人材の確保・共有等の問題についても様々な御意見をいただいております。最大のボトルネックはリソース不足であって、国の関与を強化する制度設計も可能であるけれども、権限を強化してもリソースが不足しては実効性が期待できないのではないかとという御意見。あるいは国と地方の関係よりも保健所業務の体制・連携が問題ではないかとという御意見等々、リソースあるいは応援体制の問題、それから、保健所の業務に対してどのように人員を確保していくかという御意見をいただいております。

厚労省、内閣官房からも、保健所の計画的な体制強化、応援の仕組みが必要だという御説明。それから、全国知事会等からも人員体制の強化など組織の課題、町村部ではコロナ禍以前から大きな課題であった医師・看護師や介護人材の不足というような問題もあったというような御指摘もございました。

7 ページでございます。情報の把握・共有、国と地方の連携・役割分担の点についても様々な御意見をいただいております。緊急時には国が一括してコールセンターを設けて各保健所に情報提供するといった対応が考えられないかという御意見。それから、関係省庁からも、国の方針を迅速に各地方公共団体に徹底する手法がなかったという課題や、国・地方間で迅速・統一的な情報共有が進まなかったという課題の指摘、国の権限強化や地方公共団体に関する情報基盤の強化が必要だという議論があるという御指摘もございました。

それから、地域ごとに異なる感染症に応じた感染症対策が講じられるように、専門家や国・地方の役割分担、再編成が必要ではないかという御意見もございました。首長や議会との協力の関係、情報収集・分析等々についての御意見もございました。

8 ページで、都道府県と市町村の連携・役割分担でございます。保健所関係の、特に指定都市についての御意見をいただいております。感染症対応につきましては権限や財源など、都道府県と同等に扱うことが適当ではないかという御意見、特に指定都市が独自に迅速に対応すべき役割も大きいのではないかとという御意見。その一方で、都道府県が実施している病床の機能分担やマネジメントについて、非平時において指定都市に移譲しても円滑な事務執行は困難ではないかという御意見もございました。それから、都道府県と保健

所設置市、特別区の連携確保、権限のあり方の問題についての御指摘もございました。

それから、8ページの下の方でございますけれども、都道府県と市町村の情報共有がうまくいっていないという課題、あるいは首都圏や関西圏など、生活圏・経済圏の一体性に配慮した都道府県間の連携のあり方、市町村域を越えて感染が拡大した場合の保健所設置市など、市町村と都道府県の関係も考え直す機会になるのではないかというような地方六団体からの御意見もございました。

9ページで、感染症対応で地方制度との関係についての御指摘を幾つかいただいております。今般の感染症対応で様々な課題が指摘されているが、国・地方／地方公共団体間の関係を見直すことで解決できるものは何かを丁寧に議論する必要があるのではないか。感染症法・新型インフル特措法といった個別法の見直しが別途行われることを前提として、理性的に議論を進めるべきではないか。それから、都道府県の規模・性質が大きく異なりつつある中で、都市部とそれ以外の地域の考え方・求めるものの違いを調整する回路が失われてきたのではないかという御意見。そのほか、国・都道府県・市町村の役割分担、連携の制度化についての御意見、あるいは平時・非平時というものについての御意見もございました。

10ページから、今度は国と都道府県の関係のあり方について、感染症、デジタルという分野から離れて一般論として言われている御意見を幾つか拾い上げたものでございます。

国・地方の役割の部分でございます。これまでも時代のニーズに合わせて分権の取組は変化してきており、DXや新型コロナのような新たな社会情勢に対して、国に権限を集中させる議論もあり得るけれども、再集権化につながるわけではなく、地方制度のあり方をより精緻な視点から捉え直す機会になるのではないかという御意見。あるいは今指摘されている課題というのは分権改革が成功して、個別に最適化された仕組みをつくってきたから発生したのではないか、直ちに集権化や非平時を前提とした仕組みに舵を切るのではない柔軟なことを考えるべきではないかという御意見もございました。

それから、国が強い関心を持って地方公共団体に関わる既存の手法について、能動的、積極的に権限行使ができる仕組みを考えることもあり得るのではないかというような御意見もございました。その際、地方分権改革との整合性をどのように考えるかという御意見もございました。

以下、続きますが11ページでございます。平時・非平時の問題で幾つか御指摘をいただいております。非平時対応に当たり、円滑に連携・協力を行うために平時からの連携・協力が必要ではないかという御意見。あるいは連携・融合のプロセスが可視化され、統制されることが必要ではないかという御意見、非平時においては様々なリソースが不足する中で、総合行政主体である地方公共団体の役割に対する御意見等々がございました。

12ページにまいります。情報の把握・共有についても様々な御意見がございました。国の権限・関与を強化するにしても、どのように実効性のある仕組みとするか検討しなくてはならないのではないか。特に全国の地方公共団体と一斉に共有できるシステムが必要で

はないかという御意見。それから、トップダウンで情報共有すべき分野とボトムアップの分野とあるのではないかという御意見。全体を把握できるような情報収集の仕組みが必要ではないかという御意見もございました。

国と地方の連携・協力でございますけれども、今後の人口構造を見れば連携・協力を進めることは不可避だという中で、どのように連携・協力を進めるべきなのか議論が必要ではないか。国・地方公共団体間の連携について、既に用意されている仕組みが機能しているか確認する必要があるのではないか。それから、国と地方の協議の場の活性化などについての御意見もございました。

13ページからは地方公共団体相互間の関係のあり方について、幾つか御意見をいただいております。都道府県・市町村の役割でございます。国ではなく地域の実情を把握できる都道府県が、基礎自治体に人手不足が発生した場合のリソースのバッファを確保することが適当ではないかという御意見もございました。

それから、地方公共団体間の連携の中で、広域連携の質的強化の問題、あるいは広域連携を促すサポートという観点の問題、デジタル技術を利用して隣接する団体以外の地方公共団体からの連携も可能ではないかとの御指摘もございました。

14ページで、その他の地方制度のあり方についての御発言が幾つかございました。特に地方議会に関する御発言が多くございました。女性候補を増やす取組はされているけれども、議会のあり方を丁寧に検討する必要があるのではないか。女性・若者の議会参加を促進するに当たり、ハラスメントがネックになっている場合もあるのではないかというような視点。それから、三議長会の要望事項について、本調査会において議論を進める必要があるのではないかという御意見がございました。あと、議長会から、記載されているような御意見が寄せられているところでございます。

15ページでございます。特に議長会からは地方議会の位置付けを地方自治法に明確に規定していただきたいという意見がかなり寄せられていたところでございます。それが多様な人材の議会への参加を促すことになるのではないかという御意見もございました。

その他のその他ということで、最後の16ページでございますけれども、これまで第32次地方制度調査会で検討した連携に関する基本的な考え方というのは、本調査会の議論においても妥当するのではないかという御意見。それから、公共私連携、コミュニケーションの場の重要性、役割分担というのは非平時対応でも重要な視点ではないか。第32次における議論を踏まえつつ、さらに議論を深めていくことが望まれるのではないかとの御意見。それから、新型コロナにより都道府県が果たすべき役割に高い注目が集まっているのではないかという御意見。それから、全体最適と個別最適をどのようにすり合わせていくかを考えていくかというような御意見等々があったところでございます。

以上、大変雑駁ではございましたけれども、振り返りの資料でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

審議項目案については、この後議論いたしますので、そういった御意見については後で

承りますけれども、ただいまの事務局からの説明そのものについて御質問等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。特によろしいですか。

また、後ほどの議論の中で、今の議論の整理について何か御質問等があれば、そのときに伺いたいと思います。

それでは、次に審議項目案について、事務局から説明をお願いいたします。三橋行政課長からお願いします。

○三橋行政課長 それでは、資料2をお開きください。第33次地方制度調査会の審議項目案でございます。諮問事項を踏まえまして、今後の本調査会の審議項目につきまして、それぞれの項目を整理したものでございます。特にこれまでいただきました各委員の皆様の御意見、それから、関係省庁等の説明を踏まえまして、審議項目として、今後どのようにこの調査会で審議するかということについての項目でございます。

四角の中は諮問事項でございます。

審議項目案でございますけれども、基本的に諮問事項をやや分解して、今までの御意見・御発言等を踏まえまして、論点として審議項目として書き起こしたものでございます。

まず1でございます。地方制度のあり方を調査審議するに当たり踏まえるべき、「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等」として、何を捉えるべきか。

①が、デジタル・トランスフォーメーションの進展が、地域社会や地方行政に与える影響とその課題について、どのようなものが考えられるか。

②、新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題とその要因について、どのようなものが考えられるか。

③として、①・②について、個別分野の法令・制度に係る課題としてよりも、地方制度のあり方に関する課題として捉えるべきものとして、どのようなものが考えられるか、と項目1を置かせていただいております。

2でございます。1で整理いたしました課題等を踏まえまして、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、「国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係」として、どのようなことが考えられるか、ということ掲げさせていただいております。

その下で、○の1つ目でございますが、まず、国と地方の役割分担のあり方について、どのように考えるか、と置かせていただいております。国に求められる役割、地方公共団体に求める役割として、これまでの考え方を改めて整理、再定義したほうがよい点、見直すべき点があるか。

各論でポツを置かせていただいておりますけれども、例えば、非平時においては、平時と異なる考え方で役割分担を整理すべきか。あるいは非平時の対応は役割分担の考え方とは別に考えるべきか、と置かせていただいております。

次のポツでございますけれども、2ページ目でございます。国と地方の具体の事務に係る、必要なリソースの確保や情報の把握・共有のあり方について、どのように考えるか、

と置かせていただいております。

その次の○、国と地方公共団体との間の連携・協力のあり方について、どのように考えるか、と置かせていただいております。相互の連携・協力の実効性を高めることが必要だとした場合、その方策について、どのように考えるか。

ポツとして、国に求められる役割を發揮するため、国が地方公共団体に対して関わる方策や、地方公共団体の実情を的確に把握するための方策についてどのように考えるか。ポツの2つ目として、国の施策に対する地方公共団体の意見反映のあり方について、どのように考えるか。

次の○でございます。広域の地方公共団体としての都道府県に求められる役割や、住民に最も身近で基礎的な地方公共団体としての市町村に求められる役割及びその役割分担のあり方について、どのように考えるか。

次の○が、地方公共団体相互間の連携・協力のあり方について、どのように考えるか。相互の連携・協力の実効性を高めることが必要だとした場合、その方策について、どのように考えるか。

各論としてポツを2つ書いてございます。まず、大都市圏における都道府県を越えた広域的な課題への対応を円滑に行うための方策について、圏域内の大都市の役割を含め、どのように考えるか。ポツの2つ目が、地方圏を含め、都道府県単位で広域的な対応が求められる場合や、都道府県による市町村の補完・支援が必要な場合における都道府県と大都市を含む市町村との連携・協力について、どのように考えるか、と置かせていただいております。

3でございます。2のほかに、諮問事項の中では「その他の必要な地方制度のあり方」ということが含まれているわけでございますけれども、この「その他の必要な地方制度のあり方」として、どのようなことが考えられるか、と書かせていただいております。1つ○がございませうけれども、地方議会の位置付け、議会の職務の明確化、多様な住民の議会への参画につながる環境整備など、地方議会のあり方について、どのように考えるか、と置かせていただいているところでございます。

項目案、資料2の説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から説明のありました審議項目案について、御意見等がございましたらお願いいたします。今日時間をかなりとっておりますが、それでもお一人であり長くお話になると、ほかの方の発言時間が短くなってしまうということもありますので、できるだけコンパクトにお願いできると円滑に進むかと思っております。いかがでしょうか。

それでは、土山委員、お願いします。

○土山委員 御報告ありがとうございます。

審議項目案についてということで色々おまとめいただきました。ただ、こうした内容を検討していくときに、やはりその前提になる議論のイメージを確認するためにも、言葉に

ついて少しお伺いしたいところがございます。

例えば、審議項目1の③ですけれども、「個別分野の法令・制度に係る課題としてよりも、地方制度のあり方に関する課題として捉えるべきもの」という表現になっているのですが、一方で、この間、DXにしてもコロナにしても、やはりそれは個別分野の法令・制度に関わるものというところは相当あるかと思えます。こちらの書き方ですと、何となく具体的な個別政策課題のもたらすところはちょっと置いておいて話をするという印象を持つのですけれども、そうした個別分野のことを議論しないというのは、議論の自由度をやや狭めてしまうのではないかと思います。

なぜならば、課題として特定するときには、必ずどこかの個別分野の問題として出てくるので、そこから考えて全体の制度を構想するということになるかと思えます。ここであえて「個別分野の法令・制度に係る課題としてよりも」と書かれていることには、それでいいのかなという疑問が少しございます。

また、2のところ「ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から」と書いてございます。これはある意味飾り言葉として受けとめればいいのかと思うところもあるのですが、踏まえるべきことは、それではポストコロナの経済社会とはどういうことかということでございます。1についてはコロナ感染症というインパクト、また、デジタル・トランスフォーメーションという具体的な今進もうとしている変化のことが書かれていて、そこで起こってくる色々な課題を見ているのですけれども、このポストコロナの経済社会というのは、ここを越えた先にあるところで、「ここを越えた先」に的確に対応するというのは、「超えた先」がどういう社会になっているかということが見えないと的確には議論できないと思えます。

ポストコロナの経済社会が見えるのかということ、なかなかまだ見えておりません、もうしばらくは模索をする、つまり可変性や流動性のある未来像だということ。そうした可変性や流動性のある未来像に対応していくということを考えると、結局、その課題に対して何か先駆的な取組が行われて、その先駆的な取組がシェアされていくということになるのではないかと。そうすると、言い換えれば、これまで行われてきた分権の成果が生かされるような、様々な地方でのよき取組が共有されていくということによって、「的確に対応」していくということしかないのではないかと。

そうすると、例えばこの議論の整理の6ページにある様々な言い方で示されていますように、結局、リソース不足というところが関わってくるのではないかと。的確に対応するという点では、結局、リソース不足の問題になっていくのかなと思っております、私は従来から国は「よきタニマチ」であってほしいと思っているのですけれども、そうしたことを考えさせられる表現です。ポストコロナの経済社会に的確に対応することが、どういうことを意味しておられるのかということは確認しておきたい。また、ポストコロナの経済社会をどういうものだとイメージしておられるのか、もし今、イメージがあれば、それをお伺いしておきたいと思えます。

1 ページ目の一番下のポツで非平時という言葉が使われておりますが、これまではなかなかなかった日本語だろうと思います。非平時という言い方を使っておりますのは、厚生労働省がやはりこの間のコロナ禍において非平時という言い方をしていた。従来は非常時とか緊急時と言われていたはずで、厚生労働省がこうやって使ったときには、やはり緊急事態宣言があり、まん防があり、そうではないときがあつて、まん防が非平時で、緊急時というのはさらに緊急事態宣言なのかなとも想像されるのですが、ここでポストコロナの経済社会でのことを考えると、非平時とは一体いつなのかということが大変気になります。

平時に対して非平時というのは一体いつからというイメージなのか、そのグレーゾーンのこちら側で議論するのと、あちら側で議論するのとは相当違ってまいりますので、非平時ということはどうイメージしているのかということはお伺いしたいと思います。

また、それに関しては、こちらの議論の整理の10ページのところにも書かれているところですが、各自治体、例えばほかの災害ではBCPが組まれたり、事前復興計画が組まれたり、言い換えると、各自治体の現場で平時に非平時の対応を折り込む形で取組が進められてきた。今回、感染症については、日本の中で災害と言っていいと思いますが、災害の中でも、これまでなかった災害であったので衝撃は大きいであろうけれども、これまでの災害にどう対応してきたかということ言えば、結局、各自治体が平時に非平時を折り込む計画をつくって、あるいは様々な災害対策の積み重ねの中で検討、大水のときですとか、台風、地震のときですとか、近隣や遠くの自治体との連携などで計画を立てたりしながら対応してきたところだと思えます。

そう考えますと、非平時と平時のイメージが、スイッチが切り替わるように変わるというよりも、恐らくグレーゾーンのように入りがあるところであつて、ここで議論する非平時というのは一体いつのことなのかなということは、議論する前に委員の間でもイメージを確認しておく必要があるのかなと思えます。

2 ページ目の真ん中のちょっと上の方に、「国の施策に対する地方公共団体の意見反映のあり方」と書かれているのですけれども、意見反映という言い方をすると、全体像は変わらないけれども、ちょっと国の中に意見を取り入れていきますよというイメージに思われます。一方で、地方自治法では、「意見反映」とか、国と自治体の間では「連携・協力」という表現はしておりませんで、垂直的な関係の中では「関与」や「協議」という言葉が使われていると思います。「意見反映」とここで書いてあることに、その言葉がもたらすイメージの違いに何か含意があるのか、そうではないのかということは確認しておきたいなと思えます。

「連携・協力」という言葉についても地方自治法には協力という言葉が1か所だけ出てきたかなと思えますけれども、水平的な自治体間の連携というところは自治体間の任意の仕組みに任されていたところではないかなと思えます。それも踏まえて、ここで「連携・協力」という言葉は、やはり美しいのですけれども、美しい言葉だからいいことだね、で進むのではなく、これまで垂直的には「関与」や「協議」という表現が地方自治法ではな

されているかと思いますが、そうした中で意見反映という言葉が使われている、また、「連携・協力」という言葉が使われているというのは、どういうイメージかなと確認しておきたいと思います。

地方公共団体相互間の連携・協力のあり方についてという大きな〇の2番の最後のごとでございしますが、ここも地方公共団体相互間、特にポツの2つ目には「都道府県単位で」、という言い方がされております。そうしたところで、制度的に考えますと想像できるのは、例えば関西広域連合のようなところかと思いますが、御存知のとおり特別地方公共団体である広域連合で、複数の都道府県で構成されるものは全国でも1団体でございます。そうした関係の中で、都道府県間の広域的な対応が求められる連携とはどういうイメージをしておられるのかなと、個別政策分野での連携では、基礎自治体であれば一部事務組合などの形もあるところですが、都道府県間の連携・協力というのは、どういうイメージを持っておられるのかをお伺いしてみたいと思います。

地方議会の形については諮問外のことではありますが、32次地制調のところや前回のヒアリングのところでも出てきたものについては、また改めてお伺いしてみたいと思います。
○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、大屋委員、お願いします。

○大屋委員 ほかの方の御意見もあろうかと思いますが、私からは審議項目1のデジタル・トランスフォーメーションのところに絞ってお話をしたいと思います。デジタル・トランスフォーメーションというのは何かというと、これまでフィジカルに行われた様々な手続とか行政処理をデジタル化するということであり、そのメリットというのは当然にあるだろうと思われるところです。

資料1の1ページの下から2つ目のポツ、保健福祉分野の申請手続においては対面によることで困難を抱えている人の状況をより詳細に把握する、という話も出ておりますが、これも単純にそういいいいことでは実はなくて、要するにケアマネジャーの人が来ると、いきなりしっかりし始める認知症のおばあさんとか、人間が見るがゆえに特殊なバイアスが情報に生じてしまうこともありますので、それを補完するような機能も含めて、その価値については考えていくべきだろうと思います。

もう一つデジタル化が意味するのは、特に情報を移転するコストが画期的に低くなるということで規模の経済が生じやすくなる。したがって、それが全国統一的な事務処理であるとか、集権化に結びつくのではないかという懸念はもつともであるので、それをどういう形で限定していくか、地域地域で行われることのメリットとのバランスをどうとっていくかということの問題として引き受けるべきだろうと思います。

ということをお申し上げますのは、デジタル化するのは構わないのですけれども、我々がデジタル化された存在になるわけではないわけです。我々のフィジカルな肉体というのはどうしても残るわけですし、我々はフィジカルな世界の中で互いに交流をするわけです。そうすると、何が非常に大きな課題になるかということ、前回の会議でも明らかになったわ

けですが、デジタルな世界の効率化とフィジカルな世界との間の接合点が一番難航するということです。

フィジカルな世界の情報をデジタルの世界に取り込み、逆にデジタルな世界の情報をフィジカルな世界の動きに変換する結節点というものが非常に大きな焦点になる。これが実現しないと、つまりSociety 3.0であるフィジカルの世界とSociety4.0という情報の世界が融合することによって誕生するはずのSociety5.0というのは来ないというのが教訓なわけです。そうすると、一つはそのような結節点を担うのが、恐らくは地方自治体になるわけで、その地方自治体にどういう人材がいなければいけないかということについては真剣に考える必要があるだろうと思います。

例えば、デジタルの世界の技術を開発し、クラウド上のプログラムをメンテナンスする仕事というのは全国どこにいてもできる、あるいは世界のどこかにアウトソーシングすることも可能なわけですが、何々町に置かれたセンサーが故障したといったときに、それをデジタルな世界から修復することはできません。ですので、デジタルな世界の受け手という意味でのフィジカルな人材が必ずローカルにいる必要があります。かつ、その結節点は恐らく事務の性質によって市町村、都道府県と違いがある、あるいは国が持たなければいけないということもあるでしょう。

こういったことについて、事務の性質を考えて、様々にあるべき状態というのを考える。さらに言うと、平時・非平時で違うかもしれないので、その調整のシステムについて考えることが、この審議項目1の①のところで非常に大きな課題になるだろうということを申し上げて、とりあえず締めくくらせていただきたいと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、砂原委員、お願いします。

○砂原委員 私の方からは審議項目1と2について、それぞれ一つずつ考えを述べさせていただきます。

まず、1の特に②の方ですけれども、今回の感染症対策で、自治体の方とかと話しながら感じていることは、厚労省がやっていたことは、基本的に感染症をいかに封じ込めるかというような対応しかなかかなか取り得なかったのかなというような印象を持っています。それに対して、自治体は非常に限定的なリソースで一生懸命封じ込めようとするわけです。特に人口が少ないところで成功するところもあるわけですけれども、都市の方はなかなか難しい。そうすると、感染が広がってしまうと自治体ごとに対応が異なってきて、自治体によってはウィズコロナみたいなことをしているところもなくはないような感じだと思うのです。

一つは厚労省自体が、まずモードの切替えみたいなことができるのかということもあると思いますし、土山先生が触れられていたように、グレーゾーンが大きくてモードの切替えなどは難しい可能性もあります。時間で変えたり地域で変えたりするのも現実的には難し

いところもあると思います。そうすると、ある程度流行があるのだけれども、その封じ込めをするリソースもなかなかない。そういうときに、封じ込めを続けたいという自治体が許容されるかどうか、都市の方の難しい状況に付き合わされるべきかといったようなところが少し問題になってくるのかな。

そう考えると、まず、どの段階で自治体ごとにどういう違いが認められるかみたいなことが決まっていかないと、自治体の方で何ができるかという議論は難しいのではないかと思うところが一つあります。

それに加えて言うと、国のポリシーを特にリソース的な理由で自治体を実施することができないということがしばしば見られるようになっていると思います。そのときに、あとはもう自治体で工夫してくださいと言ってしまうのか、それとも、国のポリシーを見直すようなフィードバックを行うのかというのが恐らく一つの論点かなと考えております。

2点目ですけれども、連携について、私は個人的には国のような外部主体が自治体の標準化を進める、というようなことをするのは、ちょっと限界があるのではないかなと考えております。資料1にもありましたように、個別に最適化された仕組みをつくってきた自治体が、自発的に連携を行っていくようなモチベーションというのはなかなかないのか。

例えば、国と自治体との関係みたいなものを考えると、国がある程度やりやすい形で情報の入力とか連携というものを自治体に求めるとなると、その意味での標準化というのは恐らくしやすいところがあるわけです。しかしながら、それを特に同じレベルの自治体同士でできるかというとなかなか難しい。このやり方でないと連携しないよと言われてしまって、では、そんなのやりませんと言うとか、国の方に助けを求めるといったことが起きてしまうのではないかという考えるわけです。さらに、連携というのはいいのですけれども、自治体が相手ごとに異なる連携をするというのは管理が本当に大変になってしまって、逆にコストが大きくなってしまう可能性があると思うのです。

自治体のレベルで言えば、事業者などが、面倒な自治体とは仕事をしないとか、そういうことを言い始めれば、標準化が進む可能性があるのではないかと思います。事業者は事業者で、他方で個々の自治体の仕様に合わせて何とかやりましょう、というのを今やり続けているところも一つの問題でありまして、他方で、最近では地方銀行が自治体との取引をやめるとか、そういうところも見られているわけです。

そうすると、連携というのを考えるときに、自治体同士の連携だけではなくて、企業を通じた連携というようなことも考えるべきではないか。とりわけ日本ではなかなか難しいところもあると思うのですけれども、公益企業などで、一つの自治体を越えて、ほかの自治体に対しても一定の交渉力を持つような企業みたいなものが出てくると、自治体に対してむしろ情報を開けとか、こういう形ではないともう取引しませんというところが出てくると、自治体の方も変わってくる可能性があるのではないか。日本だと電力とかが思いつくところですが、そういう自治体間関係だけではなくて、それを媒介する存在み

たいなものを念頭に置いて連携という議論をしてもいいのではないかと考えます。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

先ほど土山委員から若干の御質問があったのですが、一つ一つお答えするとかなり時間がかかってしまうかと思えます。私の理解するところでは、言葉一つ一つについてはかなりオープンな形で書かれていて、議論をこれからしていったって、その内容を詰めていくという面があるので、何かここで決め切ってしまうという意図ですということまでは、あえて書かれていないのではないかと、全体的にはそのように受けとめましたけれども、何か事務局から補足することはございますか。

○三橋行政課長 まさに委員長がおっしゃったとおりでございますけれども、諮問事項を踏まえまして、地制調の場では、これからどのような観点で議論を進めていくかということの審議の項目を、今までの議論を踏まえて、あるいは説明を踏まえて整理したものでございます。したがって、土山先生から、例えば非平時の定義でありますとか、連携のイメージなどについての御質問がございましたが、そういう御意見があったので論点として書き起こして、非平時の対応が必要だということになれば、それはそれとしてどういう状態のことを言うのかということ議論しなくてはいけないのだろうと思っております。

そういう意味で、例えば審議項目2において、例えば、という形で書いておりますが、非平時という議論がアプリアリにあるということではなくて、国と地方の役割分担の議論の中で、平時・非平時という議論についての御意見が今まであったことは事実ですので、それも踏まえた上で、審議項目として、これから議論すべき課題としてあるのではないかとということを書き起こしたということでございます。

それから、個別分野の法令・制度に係る対応と地方制度との関係でございますけれども、これはなかなか難しいものでございまして、もちろん議論を封じる意味は全くございません。課題を整理する際に、デジタル・トランスフォーメーション、それから、感染症対応で直面した課題ということ拾い上げた上で、最終的に地方制度のあり方について検討する調査会でございますので、そこの中での交通整理のようなものは何らか必要なのではないかとという意味で③を書いたということでございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

今の個別分野の法令・制度に関しては、ここで議論することを排除するという意味ではなく、ただ、それだけをずっと議論し続けると、地方制度の話に結びついていかない可能性があるものですから、最終的なゴールは地方制度の話であると、もちろん個別の制度をその中で検討して、それを踏まえて、それでは地方制度として足りない部分はどこかというところなのかという形で議論していければという趣旨と思えます。ですから、土山委員の御指摘の点も踏まえて、今後さらに議論を進めていければと思います。

それでは、牧原委員、お願いします。

○牧原委員 まず、今回のデジタル・トランスフォーメーションと感染症対応の課題ということで一つ申し上げたいことがあります。これらは非常に高度な専門性のある領域を取り上げているわけです。したがって、先ほど大屋委員も言われましたけれども、専門性が高い分、住民の生活感覚とのずれがもともと生じやすい分野であり、そこで地方制度で考えなくてはいけないこととなります。この諮問事項の特殊性を踏まえながら議論する必要があるのではないかとというのが1点目です。

2点目は、分権改革との関わりです。地方分権改革では、国と地方が対等であるとしているがそのことがコロナ対策の失敗の原因である、といった議論がなされていますが、私はこの対等論が問題ではなくて、一つは分権型社会論という議論、2つ目は改革によって制度を丁寧に縫い合わせる、つまり慎重な改革を行うという地方分権推進委員会の中間報告にあった2点が重要なのではないかと、最初に申し上げたいと思います。

分権型社会論には、住民参加で新しい社会を作り上げるという方向性があつたはずでありまして、そうだとすると、デジタル化でも新型コロナウイルス対応でも、住民がどのようにそれを了解するかという問題が、審議項目のどこかに入ってくるのではと思います。

それから、慎重な改革というと、マイナンバー制度の非常にゆっくりとした定着のプロセスが、色々批判もありますけれども、逆に評価されるのかもしれない。そういう意味で、これまで取り組んできたデジタル化をうまく使いながら、法システムの安定性と十分接合のあるデジタル化が必要ではないかということ、まず全体として申し上げたいと思います。

次に、個々に関しては、非平時の問題ですけれども、私は問題が広域化しなければ、特に非平時状況を問題にしなくても概ね対応できたのではないかと思います。例えば熊本地震が典型ですけれども、K9という仕組みで、まず現地に各省から幹部が入って対応することができるわけです。しかし、平成30年豪雨のような広域災害だと、これでは対応できないということになってくる。では、非平時については、先ほど砂原委員が、段階が必要ではないかとおっしゃったと思いますが、その幾つかの条件はもう1回整理する必要あるのではないかということです。

今後検討すべき条件は、具体的には、例えば対策本部を国で設置するとか、激甚災害指定するとかいったことでは必ずしもないのではないかと思います。これは連携とも関わるのですけれども、特に地方公共団体の首長の役割が非常に重要で、その判断が必要な局面でこの非平時の問題が集中的に起こってくるでしょう。国でも、新型インフルエンザ特措法では政府対策本部の本部長の決定という長の役割があります。そこでは、個々の大臣とか個々の部局ではなくて、長が一定の判断をする際にどういう条件が必要になるかが問題になります。では国の本部長と地方自治体の首長とはどういう関係を持ち、どのような条件でそれぞれの役割を果たすべきなのかという点がポイントになってくるのではと思います。

併せて言えば、やはり連携でも、第32次地方制度調査会で現地調査に行ったときも、結局首長が判断しないと動かないというのがあった上で、各部局の連携が必要になるということだったかと思います。その点を視点として取り上げる必要があるでしょう。

最後ですけれども、新型コロナ対策では様々な混乱がありました。混乱があったから制度で直すというのは、基本的に無理ではないか。混乱は不可避なので、制度でできることはどこまでかということ意識しながら、ある程度の混乱は受けとめていくというような視点が必要かと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、横田委員、お願いします。

○横田委員 私は、デジタルで1点気になっています。デジタル化の進展はもちろんだん進んでいくということだと思っておりますけれども、不測の事態という中で、そもそもデジタルが遮断されてしまうということも起こり得るのではないかと。その際、今アナログの世界であれば、人が応援派遣で入っていくという形で補うことができたりしますけれども、デジタル社会におけるバックアップ体制をBCPに組み込んでおくことも必要なのかもしれないと考えています。新型コロナウイルス感染症対策の延長線上では出てこない議論かもしれないので、議論の一つに組み込めるようにしたほうがいいのではないかと考えた次第です。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 論点が多岐にわたるので、色々申し上げたいところもあつたのですけれども、大きく3点申し上げたいと思います。

1点目はコロナの関係です。資料1でもこれまでの議論の中で出てきましたけれども、やはりこれまでの新型コロナウイルス感染症対策がどうであったのか、どういう課題があったのかということを中心に検証しなければいけないということがあります。ただ、報道によりますと、総理の下にコロナ対策の検証のための有識者会議が設置され、そこで司令塔機能についても議論をすると伺っております。

この地方制度調査会との一種デマケをどうするかということはやや気になることですので、そちらの有識者会議の情報も得つつ、こちらはやはり地方制度という観点、あるいは自治体の対応、国との関係というところに幾つか焦点を当てて議論をするということが必要ではないかと思つた。こちらの調査会で検証すべきでないということではなくて、検証する際の視点を絞るということも必要なのではないかと。ということなんです。

2点目は、審議項目の2のところに関わる国と地方の情報の把握、共有のあり方ということなんです。もちろん情報の把握の仕方というのは、それこそ検証しなければいけませんし、情報共有のあり方を考えていかなければいけないということなんですけれども、これ

を考えていくに当たっては、やはり自治体側、地方側の負担にならないような発想が必要ではないかと思えます。

現行の法制度でも色々な情報を国に上げるときに、かなりアナログな手段で行うことで自治体に負担をかけていることがあります。ここはまさにDX、デジタル化が活用できる分野でありまして、自治体の行政サービスをデジタル化するところ以外にも、国と地方の関係についてもデジタル化で対応できるところは考えていかなければいけないということでもありますし、これは国と自治体の業務プロセスの見直しというところにも関わってくると思います。あまり対象を広げると議論が拡散する可能性もありますけれども、視点としてはそういう視点を保持することが必要ではないかと考えております。

3点目は広域連携のあり方です。こちらは先ほど牧原委員がおっしゃったとおり、やはり首長の位置付けが非常に重要だということが分かるわけですけれども、他方で、広域連携の話をごく射程に収めて議論するのかということは考えていく必要があるかと思えます。というものの、DXとかコロナ、非平時と平時ということを考えるということと、広域連携のあり方を考えるということの議論の組み合わせというか、どこまで射程を広げるのかということには意識する必要があるかと思えます。

個人的には人口減少、超高齢化ということが今後進んでいく中で、場合によっては都道府県を越えた広域連携のあり方という平時の広域連携の仕組みというのも想定しないといけないと考えています。31次地方制度調査会の時だったと思いますけれども、私は自治体が自主的に連携しているからいいのではないかとことを申し上げたのですが、やはりこの段階になると、国が一定程度関与するような連携の枠組みというものも、もしかしたら制度化する必要があるかかもしれないということを考えております。そこまで議論の射程を広げるのかどうかということを含めて検討する余地があるのではないかと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

大橋委員、お願いします。

○大橋委員 私からも簡潔にいくつかの点について申し上げたいと思います。

まず1点目、デジタル・トランスフォーメーションとの関係では、今までも色々な点で出てきている話かと思えますけれども、地方制度調査会はまさに地方制度のあり方を議論する場であるという点を踏まえると、そういった場におけるデジタル・トランスフォーメーションのあり方の議論について留意すべき点としては、前回の地方団体からの意見などにも散見されましたとおり、デジタル・トランスフォーメーションの動きですとか、個人情報保護法制の整備の動きなどにおける集権化に対する懸念があると思います。地方団体だけでなく研究者の間でも、そういった点は色々と指摘されているところですので、議論するに当たっては、バランス感を持って議論するという視点が必要かと思えました。

2点目、私は32次地方制度調査会から参加させていただいておりますけれども、その議

論においても都道府県の役割のあり方というのは一つ注目点だったと思います。32次地制調以後の動きを踏まえても、やはり都道府県のあり方というのが注目点としてあるのかと思いますので、資料においてはポツとしてしっかり挙げていただいています、そこも大事な点になってくるのかなと思いました。

3つ目は、その他の必要な地方制度のあり方というところでございます。32次のときの議論を踏まえて、あと、引き続き今回も検討すべき事項として、先ほど砂原委員からも少し言及があったと思いますけれども、公共私連携のあり方というの、やはり引き続き視点として持つべきであると思います。

それから、もう一つ付け加えると、人口減少、高齢化に対する対応というの、引き続き視点として持つべきであると思います。この話が、「その他の必要な地方制度のあり方」に関わる話なのか、それとも、その前の項目1、2に関わる話なのか、そこはちょっとよく分からないところでもありますけれども、視点としては必要かと思いました。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

田中委員、お願いします。

○田中委員 意見の整理をありがとうございます。

まず、審議項目の1つ目のDX、デジタルのところで、デジタルで目指す姿の一つは住民にも行政にも便利になる、RPAの世界で、利便性が高まるころと思います。これは御報告にもあったように、どこか1か所でもアナログだと進みませんので、ボトルネックや制度の問題があるのであれば、その部分を今回検証するということだと捉えています。

2つ目の、住民のニーズを把握して住民の未来の地域社会を形成していくビジョンに関しては、仕組みづくりとともに運用がポイントになってきます。例えばタイムラグがデジタルで解消されていくということを前提にすると、多くの情報発信において国と地方がよく連携し、イコールパートナーであるというあり方を認識することが必要で、それをどう整理するかというの、重要なのかなと感じています。

コロナ感染症に関しては、今も毎日どの県で何人が感染したかというニュースが出て、例えば感染者の多い地域から少ないところに来ないでほしいとの感情が社会にあります。近隣自治体で通勤している人もいる中、これまで議論してきた地域連携や広域連携も何となく遠いものになってしまっているなという気が起きます。

コロナにおいては、国、県、市町村の情報対応の流れもありまして、例えばワクチンの融通等もなかなか近隣自治体でも動かないということがあることも報告いただきましたので、今後、地域医療構想で考えていた、例えば理想の姿とも照らし合わせて、どこが仕組みとして付加されるのか、改革ができるのかということを検証することも有効かと考えます。そして、それが持続可能な仕組みにできるのかどうかという観点のポイントかと思っています。

もう一つは、諮問事項の3の地方議会のところ。若者や特に女性の意見をくみ上げ

て反映する仕組みが求められていると言われながら、なかなか実現は難しいという状況ですけれども、先日の各団体の皆様から、なり手を多様に広げるような工夫を行いながら、活動されているところを聞きましたし、様々なリサーチや分析も行われているということを知りました。その上で、地域の議会単位の機運醸成というのは、限界があるのかなど。世論の理解という意味でということですが、全体として議会のあり方に関する広報、理解促進というのを、国全体の課題として取り組んで話題にしていくということをしていないと、動きが加速しないのかなと感じます。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、谷口委員、お願いします。

○谷口委員 今回の第33次地方制度調査会の審議項目について、まず、大きなところではデジタル化とコロナ対応というところだったかと思います。既に先生方が御指摘のようにデジタル化自体の意義を否定する意見というのは今あまりないと思うのですが、やはり土山先生がおっしゃったように、リソースによってデジタル化の進展というのは依存してくるという点は致し方ない点だと思います。こうした点で、制度との兼ね合いでどう議論するのかというのは難しいところかと思うのですが、デジタル化のコストやメリットといえますでしょうか、地方制度をどのようにデジタル化すると、今後の効率化やまた新しい世代のニーズに合っていくのか。そういったことを対比させながら、いや、それでもやはりメリットの方が大きいのでやるしかないよという形で考えていくことなのかと思います。

我々は大学におりましても、コロナから今は対面授業に切り替える中で、ハイブリッドな対応が迫られていまして、まさに地方行政もハイブリッドな対応の能力が必要なのだろうと思います。大屋先生もおっしゃっていたように、どうしてもアナログでないとは駄目な部分はあると思うのです。医療であったり災害対応であったり、アナログが効果的に行われなければならないところと、デジタル化すればどんどん飛躍的に効率化が進む部分があるので、このアナログとデジタルをどううまく並行的に使えるかという能力が、恐らく地方行政において格差がある。オンラインの方が便利だというような世代もどんどん出てくるわけで、こうした移行であるとか並立的な使用ということを乗り越えることが、地方行政においても大事なのだろうと考えさせられました。

コロナの対応に関しては、コロナだけではないと思うのですが、危機時ですとかそういうときに、国、都道府県、市区町村がどのように役割分担するのかというのは、色々なことに齟齬は生じるのだと思うのです。役割分担がはっきりしなかったという御指摘は多いのですが、それは前もって枠組みが決められるかという点で難しい。危機時の問題の性質によって違うので、なかなかかっちりとした整理がやりにくいのだと想像します。

ただ、共通に指摘されるのが、都道府県と政令指定都市の関係といえますでしょうか、特に大都市圏で起きる課題のときには、政令指定都市の自由度を上げたり、連携をどうするか

といった点です。例えばコロナで言うと、対応は政令指定都市が早く意思決定したいということはあるのでしょうけれども、では、病床数が足りなくなったらほかの近隣自治体の助けが必要なのではないかと、そういう連携が必要な部分があると想像されます。一つには、そういった都道府県と政令指定都市の制度的関係は、やはり危機時には大きな問題としてあるのか。政令指定都市ができることはお願いしていくという分権化を進めるべきなのか、それともやはり都道府県による調整を重視すべきなのかというのは、大きな論点として残っていると思います。

最後に地方議会に関して言うと、まさに持続可能性が危ぶまれている地域もあると思いますし、ここも実はデジタル化と接合性があるのではないかと思います。より地方議会等と住民参加の制度を弾力化していかないと、この問題はなかなか解決しないと思いますので、近い将来にはやはりこういった議会の弾力化、デジタル化、これもまた課題として議論すべきと思いました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

太田委員、お願いします。

○太田委員 今日の会議は基本、事務局が示されたアジェンダについて、これでいいかどうかを審議することを趣旨としており、そのアジェンダについてどういう角度から何を考えるべきかについては、それは将来の課題だという理解でおります。ここでは、そういう観点からだけ申し上げます。

1. で現状を見る、2. でどういうことが考えられるかという立てつけになっていて、3. はその他ということになっております。若干気になったのは、1. で課題を把握して、では、どう解決するかという思考を取ったときの解決を指向するものが、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点となっていることに関して、ポストコロナの経済社会に的確に対応するとはどういうことかということ自体、これを独自に論点化しないといけないのではないかという気がする点です。32次地制調からの引き続きで言えば、ポストコロナだろうが人間は減ることを前提にしないといけないとか、あるいは何に価値を置くか分からないわけですから、オープンな態度でやっていく必要があるとか、経済あつての社会と考えるのか等々は結構論点になる。だから、そこを独自に論点化するように、本来なら審議項目に何か手を加えたほうがいいのではないかなと思いました。それが1点です。

もう一つは、地方議会がその他に入っていて、いかにも本当にその他でしかないのですが、議会についても議長会からの要求事項はたくさんあり、我々は議会のあり方の中で何を一番の問題として焦点を合わせて議論するか、議長会が要求している事項の中のどれに焦点を合わせ、その他は焦点との関係でどういう構造に置いておくのかということ自体も本来なら意識して論点化する必要があるだろうと思います。ただ、ここで書くと、議長会から色々なことが聞こえるので、並列しておくということであれば、それはそれで結構かと思います。

私からは以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、村木委員、お願いします。

○村木委員 私の方から2点、短く申し上げたいです。DXの話と連携の話なのですが、連携することのメリット、メリットという言葉がいいかどうか、迷うところはあるのですが、連携することの恩恵は、32次のときにも連携の必要性というのはかなり議論したと思いますが、それが本当に響いているのか、メリット以上に連携のための調整が大変だと、連携は進まないような気がします。どのような良いことがあるのかという提示方法をもう少し考えないといけないような気がします。

連携を進めるためのインセンティブとか、これはデジタルの方もあると思います。デジタル化を進めると、自分たちにとって業務を遂行する上でのメリットがあると考えられても、標準化するとすると、標準化に対するメリットをどのように説明するか考える必要があります。標準化を一気に進めようとする、よくあるのが補助金ということなのかもしれないのですが、一時的にはそれが進んでも、結果的にその後続かないということもあって、メリットをどう説明するのかをもう少し話してもいいのかなという感じがいたします。

あと、連携を進ませるということで、先ほど砂原先生がおっしゃっていた、自分らの行政でできることとできないことというのは一体何なのかを考えると、連携はもう少し進むような気がします。

例えば私の領域ですと、二酸化炭素の排出量の話などがあるのですが、大都市はどんなに頑張ってもやはり排出量は減らなくて、ゼロカーボンにはならない。そうすると、ゼロにしようとする、地方との連携が結構進む可能性があり、それがメリットの説明の仕方だと思います。例えば32次のときに立地適正化計画という話を先生方も結構御議論されたと思いますが、現在、首都圏の立地適正化計画のお手伝いなどをしていて、連坦市街地だと人の移動は行政を越えますが、自分の市町村のことしか考えない行政体が非常に多いです。それはやはり面倒だからなのです。それが面倒ではなく、連携がどのようなメリットをもたらすのか説明できることが、その推進には大事ではないかと感じております。

以上です。ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

荒見委員、お願いします。

○荒見委員 先生方のお話を聞きながら考える部分もありまして、3点ほどございます。

1つ目が、2の最初の○のポツ2つ目の必要なリソースの確保について、私も大屋先生がおっしゃったように、フィジカルの部分とデジタルの世界の結節点部分がすごく重要だと思っております。その結節部分でリソースをどう配分していくかが重要になってくるのではないかと思います。

その際に、今ですと、例えばデジタル人材を確保するために補助金を出したり、誘導するような工夫をされていると思うのですけれども、地方制度の射程を超えてしまう部分ではあるかもしれませんが、もう少し本質的に財源のつけ方とか、人材面で公務員制度のあり方とかなども視野に入れて議論することが可能なのでしょうか。リソースの確保については常に話が出てくるのですけれども、今回本質的にどこまで踏み込んで議論するのか、その辺りはどうなのだろうなと思ったという疑問点が1点です。

2つ目が、一般的に今回の審議項目案を見ていますと、国や自治体、地方公共団体同士や、行政の側の連携など、要は国や自治体といった団体がどういう役割をするべきかという話を中心になっていると思います。すると、個別の論点というよりも全体として、住民をこの話の中にどう位置付けていくのか、そもそも地方制度のあり方につなげるので、あまり射程に入れない、というものなのか分からなくなりました。例えばデジタル化にしても、例えば私が自治体でおしゃべりするような自分と同世代の地域で活動中の方々などは、デジタル化をぐんぐん進めていくようになって、内閣府でムーンショットとか何かそういうのがあるらしいのですけれども、先生どういうことですか、メタバースでアバターを使うと生き方や地域活動が変わりますよね、どう思いますかというように聞かれたりして、全然分からないぐらいです。

でも、例えば山間部でもそういう最新のデジタル技術を視野に入れて、「だったら自分たちも都会や都市に出ていなくても、こんなことができるのではないか」、と考えたりしていることなどもあったりするので、住民の方のデジタルへのかかわりはかなり幅があると思いますし、単に施策の対象というだけでなく、デジタルにどう住民が関わっていくのか、などの検討も必要かと思います。

あと、連携に関しても、先ほど砂原先生が金融機関とか事業者を通じた自治体の連携や標準化の話を出されていましたが、事業者だけでなくそもそも地方だと住民のコミュニティとか、住民が制度的な連携に限らず、実際に連携を促していくときに、住民がどのように関与しているのかは大事だと思うので、住民の視点はこの審議項目案にどのように位置付けるのかなと気になったのが2点目です。

3点目は、先ほど言葉の意味はまだオープンだということだったのですけれども、今回の審議項目の中で、役割や役割分担という言葉がたくさん出てきているなと思っています。

勉強不足のところもありまして、役割を位置付けるとは一体具体的にどうしていくつもりなのだろうか、というのがどうしてもイメージがわかなくて、これとこれの連携をするとか、例えば都道府県は広域自治体でこう動くとか、そういう大きめのあり方を見直していくものなのか、もう少し連携のこれとこれをやるようにとか、非平時にこういう条件のときにこう動くようにみたいな役割付けをしていくような形をイメージすればよいのでしょうか。先ほどどなたかがおっしゃっていましたがけれども、なかなか今は自治体の皆さんは、どうしても国に対して、集権化とか標準化に対する警戒があるかと思いますので、役割や役割分担という言葉そのものがどうしてもそう捉えられてしまっていて構えられてしまう

のかなというような印象もあります。

概念や言葉の問題以上に実際に自治体にどうやって役割を規定していくという部分もあるので、要は役割とは何だろうなというのが気になっておまして、私は今回審議事項案を議論するのは初めてなので、今後どのように進んでいくのかまだよく分からないこともあり、ただの質問になっているのかもしれませんが、感じたことは以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

今、一通りお手が挙がった方については伺ったのですが、まだ少し時間がありますので、新たにとか、あるいはほかの方の意見を伺って付け加えたいとか、双方のやりとりの要素も含めて、さらに御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

岩崎委員、お願いします。

○岩崎委員 どうもありがとうございます。

先ほどデジタル化の観点で、横田委員からの御指摘がありました複合災害や通信の輻輳などを鑑みますと、やはりデジタル化を推進する一方で、アナログなマニュアル作成から始まるBCPも大事な観点だと思います。災害に関しては、新型コロナウイルス感染症のみを捉えるのではなくて、今後起こり得る可能性のあるパンデミックや気候変動による様々な気象現象なども考慮し、多様な選択肢を設けるとするのは大事な観点かと思えます。

世界トップクラスのデジタルガバメントを構築している国では、デジタルとアナログのハイブリッドなデジタル政府を構築しているところもあります。デジタル政府ランキングで1位のデンマークでは、デジタル化庁、いわゆる日本でいうデジタル庁に類似する庁が2011年に設置されていますが、デジタル戦略を一手に所掌し、省庁横断型のデジタル化推進の権限を持っているという点と、地方分権改革にも非常に積極的で、中央と地方自治体との連携を進めて、地方自治体のデータも共有しているという特徴があります。

一方で、やはりアナログとデジタルの併存は、コストや人材の問題により、地方自治体によっては対応できないところも出てくるかと思えますので、この点に関しては、どの程度国が司令塔機能を担うのかという点が大事かと考えています。

もう1点、今一番懸念している点ですが、国と地方の連携、標準化と自主性、独自性のバランスの観点で、デジタル庁によればガバメントクラウドなど共通基盤の活用を推進しているという一方で、例えば地方公共団体によっては、都道府県と市町村の間で電子申請の共通基盤をつくるプラットフォームづくりが進んでいるという現実もあるわけです。このままこの状態がもし進みますと、これまでロードマップに沿って実装されてきた標準化が立ち行かなくなってしまう可能性もあります。国、都道府県、市区町村の縦割り行政の問題が、有事における情報連携や意思決定上の構造的な弱点を生む体制を今後も繰り返すことになる点を心配しております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、さらに御意見を伺いたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

役割分担という点に関して申し上げますと、確かにこれは非常に大きな問題です。もう一つ、先ほどの土山委員の御指摘にもあった連携・協力、これも一体何なのかという、大きな問題があり、その点も今後議論できればと思いますが、最終的には具体の制度として何か付加すべきものがあるかというところに収れんさせていく形で議論することになるかと思えます。

その過程で、そもそも役割分担とか連携とは何なのかということも当然出てくるとは思いますが、最終的には具体の制度にどのように結びつけていくか。役割分担に関しては一応地方自治法の中に制度が色々設けられているのですけれども、連携・協力に関しては、実はそれほど色々な制度があるわけではありません。先ほど御指摘のあった一部事務組合、事務委託といったものがありますけれども、しかし、連携そのものの制度は実はあまりなく、それが第32次の地方制度調査会でも色々議論されたということがありましたので、今後、ここで議論をさらに深めていく論点ではないかと思えます。

それでは、牧原委員、お願いします。

○牧原委員 今の点で、山本委員長がおっしゃったとおり、連携の制度の典型は一部事務組合や広域連合などになるのでしょうかけれども、都道府県と市町村の間で特定の課題について連携・協力しているとすれば、必ずしもそういったものに限らないのではないのでしょうか。県によっては、首長・担当部長などが出席する様々なタイプの会議を県内の市町村と県庁とで密に設定しているというところがあり、例えば長野県や愛媛県など独自の取組をしているようです。いわゆる連携の制度を運用するのとは別に、連絡調整の協力関係の会議体を密に運用するという手法もあるのではないのでしょうか。

そうした手法を今後活用できる地域があるのであれば、それを提案することもできるのではないかと。ですので、もう少し幅広に連携の制度というのは考えられるのではないかと、都道府県と市町村の関係については、そう思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

一部事務組合等は、ある意味で役割分担の仕組みとしてできているので、連携そのものの制度になると、かなり現行法上は限定的であり、実態としてはただ、必ずしも相互の役割の厳密な線引きがない形で色々な連携がされている。第32次でも、まさに牧原委員の御指摘のように色々な事例が挙がってきたわけですからけれども、今回のコロナ禍を契機にして、さらにそういった点について深めて議論ができればと思います。

土山委員、お願いします。

○土山委員 できるだけコンパクトにするように努めたいと思います。

先ほど牧原委員や荒見委員が、例えば首長の役割、あるいは住民の位置付けとお話してくださいましたが、今の一部事務組合や広域連合の形、あるいはこの後の連携ということを考えていくと、大きなところはやはりそこでガバナンスやガバメントの問題がどうあるのかということなのだと思います。ガバナンスやガバメント、つまり首長、あるいは代表者の意思決定という機能自身がないと、その機能を必要としない連携しかできないの

ではないかというところに、この間の自治体間連携の制度的なところの難しさがあるようにも思います。

そうしたところで、「地方議会のあり方」が3に切り離されているのですが、ガバメント、ガバナンスのあり方というところからいうと、連携というところや国と地方、特に都道府県の位置付けのことを考えるときに議会のことも割と関わってきまして、例えば具体的には大都市に人口が集中した結果、都道府県議会で1票の格差が広がるときに、大都市圏の議員の数を増やすことによらないと、1票の格差の問題が解消できないとなってしまいます。ところが、補完行政などで県とのつながりを強める必要があるのは、むしろ大都市ではない自治体であったりするわけです。

大都市ではない自治体は1人区の問題もありましたけれども、それ以上に自治体、都道府県議会の総数の中で1票の格差を考えると、大都市圏の議員の比率が高くなってしまって、本来、県の補完的な役割を果たすためにパイプを太くしなければいけない小さな自治体の代表者が出ていきにくくなっているということにもあるかと思えます。

そういう意味では、連携・協力ということを行政、やはり自治体というのは行政だけにとどまらないガバナンス、ガバメントの要素がありますので、そうやって考えますと、実は議会のあり方も地続きの課題として位置付けられるのではないかと。

東京都議会の場合は、逆に都との関わりの中で23区の議員数が厚めに設定されているところですが、そういった制度を逆に使って、大都市ではない自治体の議員の数が手厚く都道府県議会に反映されるような取組も必要だったりするのではないかとというようなことも考えられるのではないかなと思えます。

これはアジェンダ設定を議論する機会なのだという太田委員のコメントはそのとおりだなと思いつつ受け取っていたのですが、3が必ずしも分割されているわけではなくて、自治体の役割ということを見ると、やはりそこは地続きなものがあるなということも補足的にコメントさせていただきたいと思ったことでございます。

あと、これから様々な言葉については、その定義やイメージの共有も踏まえて議論していくということで、そちらについてはよく分かりました。前提が違うところで議論してしまうと、やはりイメージによって、随分、空中戦になってしまう恐れもあるかと思えますので、また改めて、どこなのだろうということをお提起させていただければと思います。

また、1点だけ、2ページ目の上のポツの3つ目の地方公共団体の意見反映というところは、やはり協議ということなのではないかと思って理解しております。そこだけ補足させていただきます。ありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございます。

今の意見反映については、先ほど砂原委員か他の方の御指摘の中にありましたが、国の政策と地方公共団体それぞれの政策のすり合わせが必要になり、しかも、地方公共団体の事情も、非常に大まかに言ってしまうと、例えば大都市圏とそうでないところとはかなり違う。そうした差異と、国としてのある程度統一的な方針とをどのようにすり合わせてい

くかという問題であると捉えると、確かにこの書き方は少し狭い感じがするかもしれないので、少し表現は工夫をしたほうがよいかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。さらにほかの方の御意見も伺った上で付け加えたいことはございますでしょうか。

御指摘を伺って、一つは、デジタル・トランスフォーメーションの問題については、どのように審議項目案を組み立てるかにもより、現在でも1のところでも特出しされているのですが、やはりかなり委員の方の関心が高く、また、社会的な関心も高いですので、一つの重点項目として取り上げなくてはならないでしょう。

その中で、先ほどの大屋委員の言葉ですか、フィジカルな世界とデジタルの世界とのいわば結節点としての地方公共団体の役割、あり方という問題、それと多くの委員から指摘がありましたけれども、国が統一的に進めるべき事柄と、地方公共団体がそれぞれデジタル化に関して担う役割、権限とのバランス、関係が重要ではないかという問題も、中心的に議論ができればと思います。

また、デジタル化の問題はもちろん対住民の問題でもありますし、それから、国と地方公共団体との間の関係において、デジタル化を生かしていくという観点もありますし、また、地方公共団体内部における業務プロセスのデジタル化の問題もあるといった御指摘がありました。全部審議項目に明確に書くかはともかくとして、今後、審議の上で注意していかなくてはならないかと思えます。

それから、大きく2の連携・協力、役割分担に関しても、色々な御指摘がありました。一つここに明確に書かれていないこととして、公共私連携の要素、いわば地方公共団体、国以外の主体が連携の媒介というか、連携を促進する役割も含めて、公共私連携の問題と、それから、住民参加の問題があります。住民がどのように関わっていくかという論点があり、これは確かに国と地方公共団体、あるいは地方公共団体相互間の連携を考える上でも、重要な視点かと思われますので、その点は若干加えたほうがよいかと思えました。これが大きなところですね。

あとは整理の問題になってまいりますけれども、連携・協力といっても色々な層があり、政策のレベルの連携・協力がある。これは先ほどすり合わせが必要であると申し上げたことですが、国と地方公共団体の政策のすり合わせが必要であるということ。

もう一つ、先ほどの情報の共有という問題が2つ目です。

3つ目として、その他のリソースの融通、共有で、ここが実際には非常に難しい。特にコロナのように全体にリソース不足になってしまいますと、それだけの対応では限界があるのですが、しかし、リソースの融通、共有により、先ほどの公共私連携とも関わりますけれども、民間部門とも協力をしてリソースを確保していかなくてはならないということがあります。あるいはこれをもう少し明確に分かるように書いたほうがよいのかもしれませんが。現在でもリソースの確保は2ページ目の一番上に書かれていますけれども、今申し上げたような幾つかの層の問題があるということですね。

あとは判断のレベルにも色々なものがあって、一つは首長のいわば政治的といいますか、大きな判断というレベルの問題もあれば、もう少し専門的な情報の共有とか、専門家の間の連携・協力の問題もありますので、どの層で連携・協力をどのように進めていったらよいかという問題があるかと思えます。

あと、平時と非平時、これは最初に土山委員からも御指摘があり、ほかの委員からも御指摘がありましたけれども、これもそれほど明確に分けられるものではなく、色々な段階があり、むしろ状況に応じて、要するに柔軟に対応できるような体制をどのようにつくっていくかという視点が重要であると思えます。

もう少し個別の問題で申しますと、これは現在の審議項目案の中にも書かれておりますけれども、都道府県の役割自体については、前の第32次でも議論をかなりしましたけれども、今回、特に都道府県と大都市との関係、政令指定都市等との関係が、一つ重要な論点となっています。

それから、非平時における市町村の役割の問題、それから、これは第32次でも論点になり、しかし、なかなか議論が難しいというところで若干止まってしまったところがあるのですが、都道府県を越える連携の問題があります。これはやはりコロナの問題をきっかけにして、その必要性が非常に意識をされたところで、そういったことについても、さらに議論ができればと思えます。

大きなところでは、村木委員が指摘をされた連携のメリットとコストを可視化させて、メリットについては説明していくことになるでしょうし、コストについては、それをいかに少なくしていくかという視点が重要であり、これは議論全体を通じて注意すべき点かと思えます。

さらにいかがでしょうか。

○三橋行政課長 私の方からよろしいでしょうか。事務局でございます。

今日は審議項目を議論していただく会議でございまして、太田先生から御指摘がございました、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、ということについて、論点化すべきではないかという部分でございまして。ここは事務局も悩んだ部分ではありまして、土山先生からもポストコロナとは何ぞやという御指摘も最初にございました。それを議論しますと結構膨大な時間にはなる、エネルギーを投じることになると考える一方で、確かに諮問事項にございますので、それを踏まえながら背景として考えないといけない部分がございます。

今までの委員の御意見中でも、第32次の地方制度調査会のテーマでありました、2040年に向けた様々な社会の変化、構造変化、人口減少等を含めまして、それを踏まえてどういう社会像を考えるかというのが大きなテーマでしたけれども、そういうものをさらに掘り下げて、その成果を踏まえながら33次も検討するべきではないかと御意見もございました。それがポストコロナの経済社会に的確に対応する観点からという部分でもつながってくるかなと思いつつも、現時点ではここは論点化しておりませんので、まさに太田先生の御

指摘がありましたところで、ここを何か書き起こすのかどうかということにつきましては、皆さんの御意見等をいただいて、何らか修正したほうがよいのかどうかというところは、方向感をいただけるとありがたいなと思ったところでございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

思いつきで、先ほど申し上げたこととの関連で言えば、資源制約の中でどのように資源を投入する仕組みをつくっていくかが問われていると思いますし、あるいは不測の事態に対して柔軟に対応できる仕組みをどうつくっていくかということは少なくとも言えるかと思えます。

それを越えて、ポストコロナの経済社会のあり方が一体どうなるかということになりますと、これは大問題で、そこまで突っ込んで議論していくと地方制度に結びつけることが難しくなりますので、どこまでそれを独自の項目として論点化するかというと、議論が拡散しすぎてしまうので難しいという感じはしますが、少なくとも先ほど、私が申し上げたようなことはあるかと思えます。

この点は御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。あるいはほかの点でも結構です。

では、田中委員、お願いします。

○田中委員 山本先生に整理していただいて私も論点が明確になり、御礼申し上げます。また、牧原先生から最初にデジタル、コロナという重い言葉がありながら、この諮問事項をどう見るのかという御提言がありました。本日の資料（サマリー）の中に、役割及び役割分担という言葉が7回ぐらい出てきて、これが結構重要なのかなと思いつつ、私たちも組織で働いていると、役割分担というとタスクを命じられて、それを果たせという感じになるわけです。タスク、役割は人に帰属するもので、それがデジタル化によって、能力や成果を拡張してくれるようなものになるのかという意味で考えると、色々な行政の仕組みもデジタルによって加速します。資源に限られる中でも、特に地域においては人的な資源が一番限られたものだと思いますので、それがデジタルによって有効活用されるのかとか、先ほどの谷口先生からの指摘の弾力性を色々なところで持てるのかとか、ポイントにできるのかと思えます。役割が分担されても、資源は限られるから、さらに連携をして色々なことをやっていきたいと思いますという気運が出るかもしれません。「役割」を第三者から見ると、分担よりも期待の方が大きく、期待というのは送り手と受け手の間に大体ずれがあります。そこからメリットとかコストとかを可視化するということにもなるのかなと思えます。

その辺りを色々な調査とか、これまでのヒアリング等でもお話しいただきましたけれども、ずれのところをどう整理して、これで今の仕組みの中でできないところを本当にデジタルで補完できるのか、あるいはデジタルで補完できないところをどうするのか、もしできれば現場の声とか、現地でもお声とかを聞かせていただいて、整理ができたかなと思えます。よろしくをお願いします。

○山本委員長 ありがとうございます。

一番基本的なことを申し忘れてはいたけれども、ポストコロナということになりますと、当然デジタルの要素をどのように生かしていくか、しかし、フィジカルな要素が必ず残るので、それとの関係をどうするかという点が、今後の社会の大きな問題になるのは当然のことだと思いますので、そういう形で項目をつくることができるかもしれないという感じはします。

砂原委員、お願いします。

○砂原委員 私は何らか付け加えたほうがいいのではないかと考えています。それはポストコロナだからというものでないような気がするのですけれども、結局、社会の中心的なアクターというか、活動する人は個人であったり、企業であったり、政治的には政党であったりすると思うのです。しかし、その中で、例えば国とか地方公共団体はある種道具的に役割を果たすというのが、おそらく市民社会的な姿だと思うのですが、現状の審議項目だけだと、国とか地方公共団体が主体であるというような形の位置付けがすごく強いのではないかという印象を持ちます。

そこでもうちょっと、連携をするとか言ったときにも、地方公共団体が単に主体になるだけではなくて、ある種使われる存在として連携していくとか、そういうイメージができるような、主語ではない形で、あるいはもう少し言うと企業とか個人とか政党みたいなもの、ある種コミュニティのグループでいいと思うのですけれども、そういうものが主語になっていくような形で、国とか地方公共団体がそれをどう助けることができるか、といったような項目立ては可能ではないかと考えました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

太田委員、お願いします。

○太田委員 問題を提起した立場から言えば、私も砂原委員がおっしゃったような観点で、地方公共団体の役割は、大きく言えば、やはり社会、個人のためであるとする、個人が形成する社会というのは、やはり論点化しないといけないだろうと思います。

ただ、他方で山本委員長がおっしゃったように、そもそもそれはどういうものだと考えるかと言われると、1年かかってもまとまらないだろうと思うのです。ただ、その上で、最低限押さええていかないといけないこととかそういったものを前提として把握する、意識しながら議論するというような形での、それが分かるような修文といいますか、構造化をしていただければ、それでよろしいかと思います。議論の具体的な内容については、山本委員長がおっしゃったようなことで出発するのだろうなどは思っております。

○山本委員長 ありがとうございます。

今、諮問事項を審議項目案にブレークダウンするとき、諮問事項の中の、課題等を踏まえ、というところで1回切って、その後で、その観点から国と地方公共団体等の制度のあり方について、と切っているのですが、むしろ諮問事項で言うと、3行目の「観点から」、

というところまでで一くくりにして、それを踏まえて対応する観点として、どういうものが
必要かという感じにして、国と地方公共団体、あるいは地方公共団体相互間の関係等々
について、というのを審議項目の2にする形で整理することは考えられませんか。

○三橋行政課長 それは一つの方策かと思います。全体の整合性を検証してみなくては
いけないと思いますが、私どもも、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点からとい
うのは、もし書き起こすとしても審議項目の2に入るのか1なのか、前提として捉えるべ
きかということにもともと悩んだところではありました。今の山本委員長のお話は、まさ
に1の部分で前提となるものとして捉えられるという整理ができるのではないかという御
指摘だと思っております。

一方で、太田先生が言われましたとおり、この観点というものの、直接の論点化というこ
とがなかなか難しいということであるならば、何らかの整理の仕方を考えてはどうかとい
うことのでございますので、今、委員長が言われたような方法と、ほかにも方法があるかど
うかというのはちょっと冷静に整理したほうがいいかなと思っております。

○山本委員長 そうですね。実際に整理してみないと分からないところがあるので、少し
組み直して整理ができるかどうか、むしろ現状の方がよいということもあり得るので、具
体的に整理してみますか。そもそもポストコロナの経済社会と言ってしまうと、論点が無
限に拡散してしまうので、現在の審議項目案の1もそうになっていますけれども、地方制度
のあり方を調査審議するに当たって踏まえるべきという、あくまでその限度の話として整
理することはあるかとは思いますが。やってみないと分からないので、整理し直してみ
て検討できればと思います。ほかにはいかがでしょうか。

市川会長、大山副会長から何かございますか。

○市川会長 今の整理の仕方は、山本委員長が話された点で一度御検討されたらと思
いますけれども、同時に住民が常に身近におられることが議論の観点としてあります。住
民を身近に感じながら、どういう制度をつくっていくかとかいう議論が必要だと思
うのです。特に今回、先ほど委員長から公共私の話がありましたけれども、感染症問題に
関しては、例えば、病院という民間の施設をどのように機能させていくかという点も
非常に大きな問題ですし、住民の皆さんがしっかりと理解をして行動してもら
うという意味では、住民の理解も非常に重要になってくると思います。ですから、
公共私関係性ということを常に意識しながら制度の議論ができればいいなと思
っています。

○山本委員長 ありがとうございます。

大山副会長から何かございますか。

○大山副会長 色々御議論をいただいてありがとうございます。

本当に審議項目ということでもかなり網羅的に書いてあって、これを審議して
いくのはかなり大仕事であるなという印象は持っておりますけれども、今日出た御
意見を参考にして、ある程度方向性も見えてきたような気がいたします。よろしく
お願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、そろそろ時間が近づいてまいりましたので、よろしければ本日はここまでとさせていただきます。

本日、様々な御意見をいただきまして、構成に関わる部分もありますので、本日の議論を踏まえて必要な修正を検討してみたいと思います。具体的な修正につきましては、市川会長、大山副会長とも御相談させていただきながら行うこととし、必要に応じまして委員の皆様にも御確認いただきたいと思います。メールもありますし、場合によっては事務局とオンラインで話をすることも可能かと思っておりますので、そのような形で御確認いただいた上で、修正後の審議項目案を専門小委員会として第2回の総会に報告することとしたいと思います。大きな方向に関する御意見は今日承りましたので、それをどのような形でまとめるかということについて、会長、副会長と御相談しながら進め、皆様にも確認をいただく形で進めてまいりたいと思います。

そのような手続を経まして、最終的な修正案の確定につきましては、私に御一任をいただきたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

(委員首肯)

○山本委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次回は第2回総会となりますが、日程につきましては追って事務局より御連絡をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、これもちまして本日の専門小委員会を閉会いたします。長時間にわたりましてありがとうございます。